

「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する意見募集の結果について

1 意見募集の概要

「新オンライン登記申請システム骨子案」に関して、以下のとおり意見募集を行った。

(1) 意見募集期間

平成21年6月12日（金）から平成21年6月30日（火）まで

(2) 意見募集方法

法務省のホームページ上で「新オンライン登記申請システム骨子案」を公表し、電子メール又は郵送の方法にて意見募集を行った。

(3) 意見提出方法

電子メール又は郵送

2 提出された意見数

(1) 属性別

	人数	意見数
司法書士	24	331
土地家屋調査士	15	105
上記以外	4	38
合計	43	474

※ 司法書士又は土地家屋調査士には、各単位会、連合会からの意見を含む。

(2) 骨子案の項目別

	意見数
1 背景と目的	89
2 基本方針	105
3 登記申請の利便性向上	234
4 登記事項証明書等の請求の利便性向上	23
5 その他	23
合計	474

3 提出された主な意見の概要及び対応方針

別紙のとおり

「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する主な意見の概要及び対応方針

「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する主な意見の概要とそれに対する現段階での対応方針は、以下のとおりです。なお、提出があった意見の中には、登記情報システム等、今回開発を予定しているオンライン申請システム以外の他のシステムの改善を求める意見並びに不動産登記制度及び商業・法人登記制度について法改正等の制度の見直しを求める意見もありましたが、これらの意見は、今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での貴重な御意見として承りました。

また、新たなオンライン申請システムは、平成22年度に、不動産登記、商業・法人登記、債権譲渡登記及び動産譲渡登記の4手続を対象として運用を開始する予定ですが、その後、平成23年度には、これら4手続に、供託、成年後見登記及び公証の3手続を加えて運用する予定です。これを踏まえ、システム名は、「登記・供託オンライン申請システム」とする予定です。

用語凡例

現行システム…………… 法務省オンライン申請システム及び受付管理システム

新システム…………… 登記・供託オンライン申請システム

「申請用総合ソフト」…… 新システムで取り扱うすべての手続を対象とし、申請書の作成から電子署名の付与、送信、処理状況確認等の申請に必要な総合的な機能を提供する当局作成のソフトウェア

「かんたん証明書請求」… 電子署名の付与等を必要としない登記事項証明書の請求等の手続について、Webブラウザのみで請求を可能とし、そのインターフェースも「かんたん」を目指した当局作成のWebアプリケーション

「XML連携方式」…………… 民間事業者提供のソフトウェアで作成した申請データを「申請用総合ソフト」に取り込んで申請する方式

「Webサービス連携方式」… 民間事業者提供のソフトウェアから直接申請する方式

1 背景と目的

項番	意見（概要）	対応方針
1	「平成22年度末までに開発、運用開始」について、運用開始日を年度当初の繁忙期を避け、状況を考慮しての実施を希望する。	年末、年度末及び年度当初の繁忙期を避け、平成23年2月14日に運用を開始する予定です。
2	現状のオンライン申請上の問題点を、申請（代理）人に対して、しっかりと・漏れなく・継続的に確認し、その意見を取り込んだ上での開発・運用を強く要望する。	新システムの開発に当たっては、資格者団体との協議や、現行システムのヘルプデスクに寄せられた意見、骨子案に対する意見等様々な意見を踏まえて、設計・開発を進めてまいります。また、運用開始後も、ヘルプデスクに寄せられた御意見等を踏まえて、継続的に、改善を図っていく予定です。
3	オンライン対象手続を増やしてほしい。	平成23年2月の稼働当初は、「不動産登記」、「商業・法人登記」、「動産譲渡登記」及び「債権譲渡登記」を対象として運用を開始

		<p>する予定です。</p> <p>その後、平成23年度には、これらの4手続に「供託」、「成年後見登記」及び「公証」手続を加えて運用する予定です。</p>
4	<p>オンライン利用拡大行動計画において重点手続とされている成年後見登記も対象手続とすべきではないか。</p>	<p>同上</p>
5	<p>新システムが完成した際には、今までのようなシステムエラーを発生させないよう徹底的に実験を重ねる等の周到な準備を行うことを求める。</p>	<p>新システムの開発に際しては、これまでの経験も踏まえたシステム設計の見直しを行い、十分なテストを実施し、高い信頼性を実現できるように努力してまいります。</p>
6	<p>まず、何よりも安定したシステムであることが重要である。</p> <p>登記申請が不動産取引ほか資金の移動と深くリンクしている中で、申請日に申請ができないという事態があること自体が、オンライン申請を躊躇させる最大の要因である。絶対とは言わなくても、少なくとも申請が多数行われるであろう、法務局開庁時にはシステムダウンがないことを保証できるものであってほしい。</p>	<p>新システムは、システムの性能、信頼性、拡張性を最重要視して、設計・開発を行ってまいります。また、万一の場合に備えて、登記申請の受付代行機能を用意する予定です。</p>
7	<p>信頼のおけるシステムを開発し、できるだけ早期に適用してほしい。</p>	<p>新システムは、システムの信頼性、性能などを向上させ、可能な限り開発期間を短縮し、平成23年2月14日に運用を開始する予定です。</p>
8	<p>利用者が安心して利用できる高い信頼性を確保するとともに、将来のオンライン申請率の増加に容易に対応が可能な拡張性を持つシステムとしてほしい。</p>	<p>新システムは、システムの信頼性を向上させるとともに、将来的にオンライン申請件数が大幅に増加した場合でも、拡張可能なシステム設計とします。</p>
9	<p>新システムへの切替えは猶予期間を適切にとり、かつアクセスが集中しないよう考慮してほしい。</p>	<p>新システムへの切替えを円滑に行うため、平成22年10月末以降、説明会の実施、「申請用総合ソフト」の体験版の配布を予定しています。また、新システムの運用開始日約1か月前に、「申請用総合ソフト」の配布を開始する予定です。</p>
10	<p>法務省からのお知らせメールが分かりにくいので改善してほしい。</p>	<p>メールのタイトル及び内容を見直し、さらに受信するメールの種類を選択できるようにする予定です。</p>
11	<p>専用システムとすることで、コストは高くないのか。</p>	<p>現在の「法務省オンライン申請システム」(申請書の受信、各種通知の配信等を実施するシステム)と「オンライン登記申請配信・受付管理システム」(登記所への申請情報の配信、データ格納、暗号化処理等を実施するシステ</p>

		ム)とを統合化した上で、登記の業務特性に最適なアプリケーションアーキテクチャを採用することで、システム構成の最適化を図り、サーバ台数等において削減を図る予定です。オンライン申請の利用増加の対応や機能の拡張は伴いますが、専用システムとすることによってコストが高くなることはないと考えています。
12	申請時間の延長を検討してほしい。	新システムにおいては、申請できる時間は、現行システムの20時から21時へと延長する予定です。

2 基本方針

項番	意見（概要）	対応方針
1	申請手続にまつわる機能について、司法書士会、土地家屋調査士会を始めとする利用者から要望の多い機能の追加を実現してほしい。	新システムの設計に際しては、日本司法書士会連合会や日本土地家屋調査士会連合会等の資格者団体との協議会や、両会等に対する画面プロトタイプ提示、意見聴取等のほか、様々な利用者からの意見を踏まえて、設計を実施しています。
2	申請書の作成をもっと簡単にすることはできないか。 (Q&A方式などにより簡易化するなど)	登記事項証明書送付請求書等を作成する「かんたん証明書請求」においては、現行システムと比べて簡単に請求書を作成できるよう画面遷移等を工夫する予定です。
3	申請者におけるデータ管理やフォルダ管理が、ネットワーク環境下においても可能としてほしい。	「申請用総合ソフト」のアプリケーションとデータは別フォルダに格納することを可能とする予定であり、ネットワークドライブにおいても同様です。ただし、「申請用総合ソフト」が保有するデータの保全の観点から、ネットワークドライブ上の同一のフォルダを、複数のパソコンの「申請用総合ソフト」から同時に参照・更新することは困難となる見込みです。
4	資格者代理人A事務所に複数の補助者（B、C）が存在し、共有のネットワークドライブを介して業務を行っている場合があるので、こういった業務形態を考慮してほしい。	A、B及びCの各人が、各自のパソコンにインストールした「申請用総合ソフト」でそれぞれ申請データを作成した後、B又はCは、データを「書き出し」（エクスポート）した後、当該データをネットワークドライブ等を介して共有の上、Aのパソコンで「取り込み」（インポート）することにより、Aがその後の手続を進めることができます。これにより、Aは、申請事件を一元的に管理（申請・処理状況の確認、公文書の取得）をすることが可能となります。

5	安心して個人情報が入力できるようにSSL通信としてほしい。	新システムでは、Webブラウザから入力を促すものはすべて、SSL通信とする予定です。
6	案内を証明書請求用と登記申請用に明確に分けて、ライトユーザが利用しやすいものにしてほしい。	ライトユーザが利用しやすいように、証明書請求はWebブラウザのみで請求できる仕組みを提供する予定です。
7	新システムにおいて利用できるWebブラウザは、特定のメーカーに依存しないものとし、また、バージョンの違いによる影響を受けないものとしてほしい。	利用者の推奨環境のWebブラウザは、稼働当初はInternet Explorerのバージョン6から8までを予定しています。ただし、特定のブラウザ固有の技術に依存しない設計を行うことにより、例えば、Mozilla社のFirefoxも、推奨環境とはしないものの、動作確認は実施する予定です。
8	Windowsの各バージョンに対応してほしい。	Windows XP, Windows Vista, Windows 7 (いずれも32bit版OSのみ) を推奨環境とする予定です。
9	携帯電話からの請求も可能としてほしい。	携帯電話からの申請・請求は、以下の理由から、今回の新システムでは、対応しない予定です。 (1) 携帯電話の仕様上、政府認証基盤(GPKI)の発行するSSL証明書を取り込むことが困難であること (2) 所在等の外字を表示することが困難であること (3) パソコンと異なり、ブラウザの種類が多数存在すること
10	現在のオンラインシステムにおいて使用している”Java”は、頻繁にバージョンアップしていてアンインストール、インストールが煩雑なため、新システムでは使用しないでほしい。	新システムでは、JREを使用せず、下位互換を担保しているMicrosoft社の「.NetFramework」(ドットネットフレームワーク)を使用する予定であり、アンインストール、インストールを繰り返すような煩雑な作業を解消します。
11	ホームページから申請用ソフトウェアをダウンロードする際、素早く簡単にダウンロードできるように容量を小さくしてほしい。	現行システムは、ソフトウェアにJREを含めてダウンロードしているため、ファイル容量が大きくなっています。また、操作手引書もPDFファイルで提供しているため、ファイル容量が大きくなっています。 新システムでは、JREを使用しないこと、マニュアルのHTMLファイル化等により、ファイル容量を小さくし、申請者がより迅速にダウンロードできるようにする予定です。
12	高度な機能は民間事業者ソフトウェアとの連携を強化することで対応してほしい。法務省提供の申請用ソフトウェアはあくまでもシンプルで使いやすくしてほしい。	民間事業者が提供する申請用アプリケーションとの連携方式として、「XML連携方式」のほか、「Webサービス連携方式」を採用し、それぞれの方式に関する情報提供を適宜行っていくことにより、民間事業者との連携を図

		<p>っていきます。</p> <p>また、法務省が提供する申請方式については、「申請用総合ソフト」による申請方式と、「かんたん証明書請求」の2種類の申請方式を提供する予定ですが、「かんたん証明書請求」は、登記業務に対する専門的な知識を有しない方でも容易に利用できるように申請書作成時の案内機能等を提供する予定です。</p>
13	APIの公開により民間ソフトウェアのみとなってしまうと、利用者の経済的負担が重くなってしまうため、法務省ソフトの提供を継続してほしい。	「申請用総合ソフト」を無償で提供する予定です。
14	Webサービスの提供などにより民間ソフトウェアとの連携を強化し、民間ソフトウェアから直接申請したり、処理状況を照会できるようにしてほしい。	民間事業者が提供する申請用アプリケーションとの連携方式として、「XML連携方式」のほか、「Webサービス連携方式」を採用します。「Webサービス連携方式」では、民間事業者が提供するソフトウェアから、直接申請データを送信し、処理状況を確認し、公文書を取得できることとする予定です。
15	民間事業者が十分な事前テストが行えるようにしてほしい。	<p>民間事業者が提供する申請用アプリケーションとの連携方式として、「XML連携方式」及び「Webサービス連携方式」の2つの方式を採用し、平成22年3月末ころに、民間事業者がソフト開発に着手するために必要と見込まれる設計情報を提示する予定です。その後、以下のとおり、テストできるようにする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・XML連携方式 <p>平成22年10月末ころに、XMLファイル及び「申請用総合ソフト」の体験版を提示し、民間事業者が作成したXMLファイルを「申請用総合ソフト」で取り込むテストを実施できるようにする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Webサービス連携方式 <p>Webサービス連携方式は、XML連携方式と異なり、民間事業者が、登記情報センター（千葉県船橋市）にてテストを実施することを予定しています。</p> <p>テスト環境の提供は、新システムの運用開始前（平成23年1月ころ目処）に行うことを検討しておりますが、新システム運用開始前のテスト日数は、各社1～2日程度となる予定です。</p>
16	新オンラインシステムでは、コンピュータが動作中（処理中）であること	「申請用総合ソフト」では、画面下部にステータスバーを表示する予定です。なお、新

	が分かるようにしてほしい。	システムでは、現在と異なり、申請データの送信や公文書の取得もすべて、「申請用総合ソフト」から行うことを可能とする予定です。
17	利便性の向上と共に、セキュリティの保持を十分にしてほしい。	利便性のみならず、安全性についても十分に配慮したシステム構築に努めてまいります。
18	ログインに使用するID及びパスワードは、法務省オンライン申請システムで使用しているものがそのまま使えるようにしてほしい。	現行システムで登録した個人情報を新システムで用いることは、同一のシステム上ではないため個人情報の目的外利用となるおそれがあること、新システムの利用対象者以外の登録もあること、また、新システムでは法務省からのお知らせメールを送信する場合を選択できるようにするなど、登録事項の見直しを行っているので、改めて、利用規約に同意した上で、登録をいただきたいこと等から、登録情報の移行は行わない予定です。

3 登記申請の利便性向上

項番	意見内容	対応方針
1	申請用ソフトウェアのバージョンアップは極力簡単な方式にしてほしい。	「申請用総合ソフト」のバージョンアップは、ログイン時の自動更新とする予定です。
2	申請情報間で入力内容の再利用を可能としてほしい。	申請情報間で物件情報の転記を可能とする機能を提供するほか、あらかじめ登録した住所及び氏名を呼び出す機能等を提供することを検討しています。
3	登記識別情報等、1申請に対して複数の公文書を作成し、ダウンロードできるようにしてほしい。	1申請に対して、複数の公文書を一括して取得できる機能を、提供する予定です。
4	オンライン申請体験ソフトウェアは、幅広い各種登記申請を対象としてほしい。	「申請用総合ソフト」の体験版は、新システムで取り扱うすべての手続を対象とする予定です。
5	登記識別情報入力時の表示を「*」表示ではなく、数字・記号表示としてほしい。	登記識別情報入力時の表示については、平成21年3月の登記申請書作成支援ソフトウェアのバージョンアップ時に、「入力文字を表示しない。」（*で表示）、「入力文字をすべて表示する。」、又は「入力文字を一部表示する。（カーソルを当てた入力部分のみ表示）」を選択した上で登記識別情報を入力できるよう、機能改善を行っています。新システムの「申請用総合ソフト」においても、同様の機能を提供する予定です。
6	補正時等にトラブル等で申請情報が失われた場合、補正ができなくなるため、申請後でも申請情報をダウンロードできる機能を提供してほしい。	「申請用総合ソフト」においては、利用者のパソコンに申請情報が保存されるようにする予定です。また、申請情報や公文書等の管理を行えるようにする予定であり、過誤によ

		る申請情報の削除，紛失等の可能性は低下するものと考えます。
7	申請者側と登記所側での処理状況の表示形式が異なっているので，問い合わせ等で苦慮するため同一表示に改善した方がよい。	新システムでは，申請者側と登記所側の処理状況の表示を統一する予定です。
8	ソフトウェアのバージョンアップの度に，以前作成したものが雛形として使用できなくなり，大変不便である。	「申請用総合ソフト」のバージョンアップの内容によって異なりますが，申請様式データの変更がない場合は，それまでの申請情報を再利用することを可能とする予定です。
9	オンライン申請において，受領証を交付してほしい。	官職署名を付した受領の証明書を交付することが困難なため，新システムでは，登記所で申請を受け付けた後，申請情報とともに受付年月日及び受付番号を表示する「受付のお知らせ」を送信する予定です。 また，現行システムで提供している「処理状況確認番号」の機能は，環境設定が不要なウェブ画面で確認することを可能とし，送信者以外の方であっても，申請者情報登録をしており，かつ，処理状況確認番号を知っている者は処理状況の確認を可能とします。
10	登記識別情報の入力の簡素化は当然と考えるが，セキュリティも同時に強化するべきである。	新システムでは，現行システムと同等以上のセキュリティが確保されるよう努めてまいります。
11	申請情報を直接アップロードして申請する機能を設けてほしい。	「申請用総合ソフト」は，申請情報への署名，連件設定のほか，送信までの一連の操作を行えることを可能とする予定です。
12	電子署名の付与について，午後8時までしかできないのは不便であるため，改善してほしい。	電子署名は，「申請用総合ソフト」において付与することとする予定です。したがって，新システムのサービス時間にかかわらず，利用者のパソコンからいつでも電子署名を付与することを可能とする予定です。
13	複数の申請書や連件単位で電子署名を付与できるようにしてほしい。	「申請用総合ソフト」において，複数の申請情報に対して一度に連続して署名する機能を提供する予定です。
14	個人が登記申請しやすいように，電子証明書の種類の拡大を図ってほしい。	電子署名が必要な手続を行う場合に必要な電子証明書の種類は，現在と同様，政府認証基盤（GPKI）を構成するブリッジ認証局（BCA）と相互認証された認証機関から発行される電子証明書のうち，各申請手続ごとに必要な要件を満たしたものとする予定です。
15	現在使用している電子証明書の利用に影響がないようにしてほしい。	現在利用可能な電子証明書は，引き続き利用できるようにする予定です。
16	複数代理人による申請を可能としてほしい。	複数代理人による申請に対応するため，①「申請用総合ソフト」で電子署名をし，②電

	子署名付与後の申請データを書き出し（エクスポートし）、③他の申請代理人が申請データを取り込み（インポートし）、④重ねて電子署名を付与できる機能を提供する予定です。
--	---

4 登記事項証明書等の請求の利便性向上

項番	意見内容	対応方針
1	大量であっても一括申請できるようにしてほしい。	新システムの「申請用総合ソフト」においては、1請求当たりの物件数、会社・法人数等の制限を緩和することを検討しています。最大の請求可能な件数等は、利用者への影響等も考慮して、今後の検証等を踏まえて決定する予定です。
2	登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書を一括で申請できるようにする。	現在の登記申請書作成支援ソフトにおいても、1請求で、登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書を一括で請求することは可能ですが、新システムにおいても、同様の機能を提供する予定です。
3	請求物件が簡単に入力でき、次画面に容易に進めるように使いやすくしてほしい。	「かんたん証明書請求」においては、申請書作成時の案内機能を提供する予定です。

5 その他

項番	意見内容	対応方針
1	<p>地図の写し等がオンライン申請で取得できる登記所とできない登記所があるため、早急に全国の法務局のオンライン整備を求める。</p>	<p>地図証明書が請求可能な登記所は、順次拡大しており、平成22年度末には、すべての登記所に対して請求可能とする予定です。</p> <p>図面証明書の請求が可能な登記所についても、順次拡大しており、今後も、できるだけ早く拡大を図っていく予定です。</p>
2	<p>司法書士はオンライン申請の利用促進のために、書面申請よりも手間のかかる実質書面申請である特例方式によるオンライン申請をしている。それなのに、不適切な補正指示・取下の要請等しないよう要望する。</p>	<p>今回は新オンラインシステムの骨子案に対する意見募集のため、いただいた御意見は、今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
3	<p>資格者代理人がオンラインに励むような企画がほしい。</p>	<p>今回は新オンラインシステムの骨子案に対する意見募集のため、いただいた御意見は、今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>